

ハイライト:

- ・平成28年度税制改正大綱 個人課税関係 のポイントを解説します！
- ・通勤手当の非課税限度額が引上げられます！

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
平成28年度税制改正大綱のポイント < 個人所得課税・資産課税関係 >	
スイッチOTC薬控除	1
空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例	2
その他の改正事項	2

少しずつ寒さも和らいできました。まもなく春の到来となります。花粉症の方には辛い季節となりますが、体調管理に気をつけてお過ごしください。第65号では、平成28年度税制改正大綱から、個人課税の改正案を中心に取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。



公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ

中村 元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村友理香

平成28年度税制改正大綱のポイント < 個人所得課税・資産課税関係 >

平成27年12月24日、「平成28年度税制改正大綱」、また平成28年2月5日に「所得税法等の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。最大の懸案事項は平成29年4月の消費税率10%への引き上げに伴う軽減税率導入だったため、個人所得課税関係では引き続きの検討課題が多くなりました。

閣議決定した中から主な5点を解説いたします。

スイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)の創設 (^_^)

検診や予防接種など(1)を受けている個人やその配偶者等を対象として、一定のスイッチOTC医薬品(2)の購入費用(年間12,000円を超える部分、88,000円を限度とする額)について所得控除制度が導入されます。確定申告が必要となり、従来からある医療費控除との選択適用となります。「スイッチOTC薬」とは、もともと病院で処方されなければ手に入らなかった医薬品が、安全性や有効性の観点から医師の処方なくても一般のドラッグストアなどで購入できるようになった薬です。

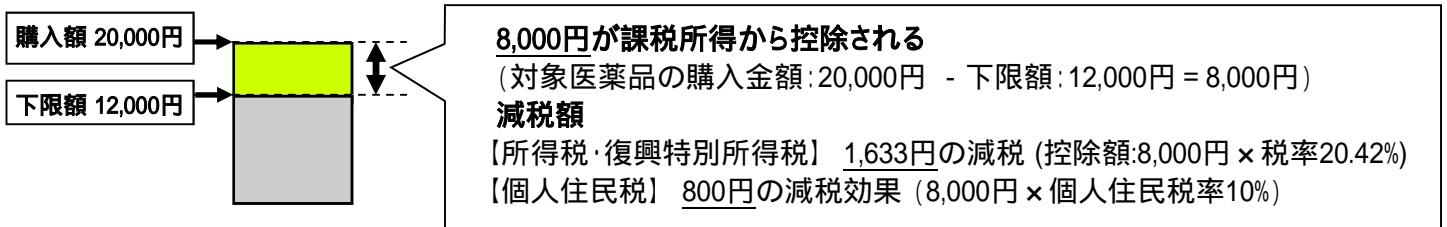
適用期間は、平成29年1月1日から平成33年12月31日までです。(注) 本年平成28年中の支出は対象となりませんのでご注意ください。)

(1)【適用対象者】特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診等を受けている個人

(2)【対象となる主な市販薬】花粉症治療薬の「アレグラF」、鎮痛剤の「ロキソニンS」、胃腸薬の「ガスター10」、抗アレルギー薬「エスタック鼻炎24」、「コンタック鼻炎スプレー」、発毛剤「リアップX5」など。

【本特例措置を利用する時のイメージ】 (出典：厚生労働省「平成28年度税制改正の参考資料」に加筆)

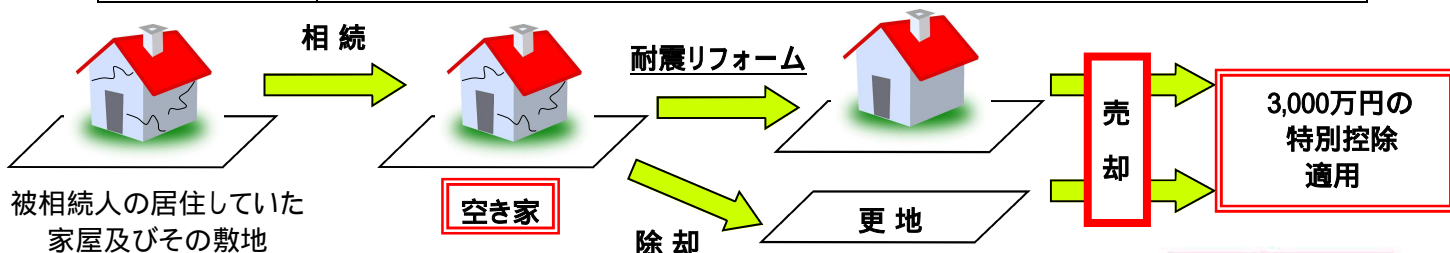
課税所得400万円の者が、対象医薬品を年間20,000円購入した場合



空き屋に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設 (^^)

空き屋の発生を抑制するための特別措置が創設されます。自分が所有者として住んでいたマイホームを、自分が住まなくなった日から3年を経過する年の12月31日までに売却した場合は、譲渡所得から最高3,000万円まで控除できるという特例が以前からあります。しかし、例えば一人暮らしの親が住んでいた実家の子が相続し、相続した家を売却した場合この特別控除は使用できませんでした。平成28年度の税制改正では、**一定の要件のもと**、相続した家屋・土地を譲渡した場合にも、譲渡益から3,000万円の特別控除を適用することができるようになります。主な要件は下記の通りです。

居住用家屋	相続開始の直前において、被相続人の居住の用に供していた。 昭和56年5月31日以前に建築された家屋(区分所有建築物(マンション等)を除く)。 相続開始の直前において、被相続人以外に居住者がいなかったこと。 相続の時から譲渡の時まで空き屋であったこと。等
土地等	相続開始の直前において、被相続人の居住用家屋の敷地に供されていた。 相続の時から譲渡の時まで更地であったこと。等
対象者	相続により上記家屋・土地等を取得した個人。
譲渡対価限度額	譲渡対価の額が1億円を超えるものを除く。
特別控除額	3,000万円
譲渡期限	相続開始日以後 3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に行った譲渡。
適用期間	平成 28年4月1日から平成 31年12月31日までの間の譲渡。



ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！
[Http://homepage2.nifty.com/my-naka/](http://homepage2.nifty.com/my-naka/)



通勤手当の非課税限度額の引上げ (^^)

通勤手当の非課税限度額が、月額 15万円(現行:月額 10万円)へ上げられます。**平成28年1月1日以後に受ける通勤手当から適用されます。**

新幹線を利用し、通勤している方にとっては大きな改正内容かと思われます。

住宅の三世帯同居改修工事等に係る特例の創設 (^^)

自己の有する家屋に三世帯同居改修工事を行い、平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に居住を開始した場合に、住宅ローン控除や所得税額控除を適用することができるようになります。対象となる工事はキッチン・浴室・トイレ・玄関、以上4つのうち少なくとも1つを増設し、いずれか2つ以上が複数箇所となる場合です。この他にも一定の要件があります。

クレジットカード納付制度の創設 (^^)

平成29年1月4日以後の納付について、銀行口座振替に加え、クレジットカードによる納税も可能となります。但し手数料は納税者負担となります。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。

**税理士法人 舞
中村公認会計士事務所**

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03 - 3746 - 1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048 - 816 - 6180

Fax 048 - 834 - 1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp